

コワーキングスペース・固定席 利用規約

(コワーキングスペースの目的)

第1条 おもてなしラボのコワーキングスペースは、利用希望者のビジネスに対する挑戦の促進と利用希望者相互の連携を助けることによる地域のビジネスコミュニティを創造することを目的とし、これを通して佐倉市新町を中心に地域に新たなつながりと生き生きとした環境が生まれることを目指して運営されています。

(コワーキングスペース・固定席スペース)

- 第2条 コワーキングスペースとはおもてなしラボ2階のゲストハウス、トイレ、シャワー室、洗面所以外のスペースを言います。
- 2、コワーキングスペース・固定席利用者（以下「固定席利用者」という）は、コワーキングスペースにおける固定席スペース（以下「固定席スペース」という）において1区画、1席を利用することができます。
 - 3、固定席利用者は、コワーキングスペースの利用の他、地下スペース、インターネット環境を合わせて利用することができます。
 - 4、固定席利用者は、有料にておもてなしラボの住所地を郵送物の送付先として指定することができます（以下「住所指定サービス」という）
 - 5、固定席利用者は、本規約第9条に基づきレンタルスペースにてイベント・セミナー等を開催することができます。

(利用料金)

- 第3条 固定席スペースの利用料金は1か月16,500円（税込）です。
- 2、固定席利用者は前項の料金を毎月月末におもてなしラボ指定の金融機関口座に振り込んでください。
 - 3、振込手数料は固定席利用者の負担になります。
 - 4、2名以上の者が固定席スペースを利用する場合、2名以降1名ごとに1日当たり1,500円（税込）を別途おもてなしラボに支払っていただきます。
 - 5、第2条4項住所指定サービスは1か月3,300円（税込）とし、支払方法、振込手数料については前項と同じとします。

(利用時間)

第4条 固定席スペースの利用時間は祝祭日、年末年始を除く午前9時から午後9時までとします。

(利用期間)

- 第5条 固定席スペース利用の期間は、利用開始の日から3ヶ月です。
- 2、前項利用期間終了から1か月前までの間に、固定席利用者又はおもてなしラボから別段

の意思表示がない場合は、本契約は本書面に記載されたもの同一条件によりさらに1ヶ月自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。

- 3、住所利用サービスの利用期間は利用開始の日から3ヶ月とします。ただし、既に固定席スペース利用を介している方が新たに住所指定サービスを利用する場合は、利用期間の最後の日は固定席スペース利用期間の最後の日となります。
- 4、前項利用期間終了から1か月前までの間に、住所指定サービス利用者又はおもてなしラボから別段の意思表示がない場合は、本契約は本書面に記載されたもの同一条件によりさらに1ヶ月自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。

(規約の遵守)

第6条 固定席利用者は固定席スペースを利用する際は本規約を十分に理解し遵守していただきますようお願いいたします。第9条に基づきレンタルスペースを利用する際は「レンタルスペースを利用規約」も合わせてご理解と遵守をお願いいたします。

(固定席利用の申し込み)

- 第7条 利用希望者は、前各条を理解しおもてなしラボが用意する書面「コワーキングスペース・固定席利用申込書」により固定席スペースの利用の目的その他必要事項を記載したうえで申し込みを行い、その申し込みについておもてなしラボが承諾したときに限り固定席スペースを利用することができます。
- 2、前項の「コワーキングスペース・固定席利用申込書」による申し込みは、利用者の本人顔写真付身分証明書、法人の場合は全部事項証明書、個人の場合は住民票等の証明書類と合わせて行うものとします。
 - 3、1区画、1席について2名以上の者が利用を希望する場合、2名以上の利用希望者は2名以上1名ごとに前項と同様に申し込みをし、おもてなしラボが承諾しなければ利用できません。
 - 3、おもてなしラボは固定席利用を承諾した方に対し「固定席会員証」を発行します。

(住所指定サービスの利用の申し込み)

- 第8条 第2条4項の住所指定サービスの利用希望者は「住所指定サービス利用申込書」にて必要事項を記載したうえで申し込みを行い、その申し込みについておもてなしラボが承諾したときに限り当サービスを利用することができます。
- 2、上記に基づき住所指定サービスを利用した場合、利用者宛に送付された郵便物は住所指定サービス利用者に代わりおもてなしラボが受領します。
 - 3、住所指定サービスは、以下に該当する郵便物については利用できません。
 - ・現金書留、電信為替、金銭、有価証券、キャッシュカード、預金通帳その他金銭に係るもの
 - ・運転免許証、健康保険証その他身分証明書
 - ・生もの、冷蔵冷凍品等
 - ・支払を要する郵便物
 - ・内容証明郵便その他法的書類
 - ・裁判所からの特別送達及びこれに準ずる郵便物

- ・郵便事業者、宅配事業者等以外の者により持参された郵便物
 - ・法律に抵触し又はその恐れのある郵便物
 - ・その他おもてなしラボが受領し又は保管が困難であると判断した郵便物
- 4、前項に基づきおもてなしラボが受領した郵便物は受領の日から1か月に限り保管するものとし、1か月を超えた場には合おもてなしラボの判断により処分するものとします。
- 5、おもてなしラボが受領した郵便物について、おもてなしラボ、おもてなしラボの利用者に損害が生じた場合、おもてなしラボは一切の責任を負いません。
- 6、住所指定サービスは固定席スペース利用と同時になければ利用することができず、住所指定サービスのみの利用はできません。

(イベント・セミナー等の開催)

第9条 固定席利用者はおもてなしラボ内にてイベント・セミナー等を開催することができます。

- 2、イベント・セミナー等を開催する場合にはおもてなしラボが用意する申込用紙「イベント・セミナー申込書」にて必要事項を記載したうえで申し込みをし、その申し込みについておもてなしラボが承諾したときに限りシおもてなしラボ内にてイベント・セミナー等を開催することができます。
- 3、イベント・セミナー等はレンタルスペースのみで行うことができます。
- 4、イベント・セミナー等の開催によるレンタルスペースの利用料金は1時間1,200円です。
- 5、イベント・セミナー等を開催することが確定した場合において、開催を中止する場合は開催予定日から7日前までにおもてなしラボに通知してください。
- 6、イベント・セミナー等の開催により他の利用者の利用に支障が生じるおそれがある場合、おもてなしラボはイベント開催前に速やかに当該イベント・セミナー等の開催日時、その内容を利用者に対し通知をします。

(申し込みの拒絶)

第10条 おもてなしラボは利用希望者が本契約の条項を違反する恐れがあると判断した場合その他利用希望者がコワーキングスペース、住所指定サービスその他おもてなしラボの施設・設備・サービスを利用することで損害が生じると判断した場合には、利用開始までに申し込みを拒絶することができます。

(解約)

第11条 固定席スペース利用期間中に本契約の解約を希望する場合、解約の日の1か月前までに書面にておもてなしラボにお知らせください。

- 2、前項にかかわらず、解約の日分の利用料金を支払うことにより固定席利用者は即時に解約をすることができます。
- 3、固定席スペースの利用解約を申し出た方は解約の日までに利用していた固定席スペース、おもてなしラボ内施設を原状回復してください。
- 4、住所指定サービスの利用を解約する場合、解約の日の1か月前までに書面により申し出るとともに終了の日の1週間前までにおもてなしラボに利用者宛の郵便物が届かないよう必要な手続きをしてください。

(報告)

第12条 固定席利用者は「コワーキングスペース・固定席利用申込書」「住所指定サービス利用申込書」について記載した事項に変更がある場合、書面にて速やかにおもてなしラボに報告してください。

2、氏名、住所、法人については登記事項について変更がある場合、本規約第5条第2項による証明書類と合わせて報告してください。

(守秘義務)

第13条 固定席利用者及びおもてなしラボは、本契約に基づき固定席スペースその他おもてなしラボを利用する上で知り得た事項について、第三者に開示してはいけません。

(個人情報の利用)

第14条 おもてなしラボは、本規約に基づいて締結した契約につき知り得た個人情報は、おもてなしラボ運営にのみ利用し保存します。

(禁止事項)

第15条 固定席利用者及び住所指定サービス利用者（以下「固定席利用者等」という）は以下の行為をしてはいけません。

- ・利用目的と異なる目的での利用
- ・利用時間を過ぎての利用
- ・おもてなしラボ内における政治活動・宗教活動
- ・暴力団その他反社会的な活動を目的する個人・団体等による利用
- ・危険物を持ち込む利用
- ・法令により許可・認可・届出その他の資格等が必要な利用にもかかわらず、それらを有さずに行う利用
- ・法令において禁止されている活動を目的とした利用
- ・他の固定席利用者等その他おもてなしラボ利用者に対して必要以上に話しかける行為、個人情報を聞き出行為その他の迷惑行為
- ・おもてなしラボの許可を得ずに行う営業行為、販売行為、勧誘行為、募金行為
- ・おもてなしラボの許可を得ずにおもてなしラボ内にてチラシその他の広告物を配布し又は設置する行為その他設置のために画鋸、釘等を打ち込みその他粘着テープ等をはりつける等の壁面を傷つける行為
- ・おもてなしラボ内の設備、備品等を損壊する利用
- ・指定場所以外での喫煙のある利用
- ・おもてなしラボの許可を得ずに行う飲食・飲酒を伴う活動
- ・泥酔状態での利用
- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、ストーカー行為その他固定席利用者等その他おもてなしラボ利用者が身体的・精神的に被害を被る行為
- ・利用者お延びその関係者の施設外での座り込み、たむろ
- ・利用者及びその関係者の近隣に迷惑となる騒音、臭気を伴う利用
- ・利用者及びその関係者の近隣に迷惑となる自動車、自動二輪車、自転車等の駐輪を伴う利用
- ・おもてなしラボが管理不能又は管理に支障がある利用
- ・その他公序良俗に反する目的のための利用

(強制解除)

第16条 固定席利用者等に以下の事実があったときは、おもてなしラボは即時に本契約を解除します。

- ①利用料金を2か月以上滞納したとき
- ②利用申込書の記入事項に事実と異なる記載をしての利用
- ③再三の注意にもかかわらず禁止事項を行うとき
- ④売春、賭博、覚醒剤の使用、盗聴その他の犯罪行為があったとき
- ⑤暴力団、宗教団体、政治団体、反社会的勢力としての活動のための利用があったとき、またはこれらの活動のために利用させたとき
- ⑥性風俗関連の事業を行うとき
- ⑦マルチ商法その他のネットワークビジネス及びこれに関連する事業として行っているとき
- ⑧固定席利用者等その他おもてなしラボ利用者に対して本条④⑤⑥⑦の営業行為・販売行為・勧誘行為その他迷惑となる行為があったとき
- ⑨おもてなしラボの許可なコワーキングスペース利用の権利及び住所指定サービスの権利を第三者に譲渡及び転貸する行為
- ⑩守秘義務に違反したとき
- ⑪1週間以上連絡を取ることができないとき
- ⑫11条の報告事項を怠り甲の情報が不明確であるとき
- ⑬仮差押え、仮処分又は強制執行があったとき
- ⑭競売開始、破産、民事再生手続きの申し立てがあったとき
- ⑮契約締結時と比べ信用状態に重大な変化がある場合
- ⑯コワーキングスペースその他おもてなしラボ内の設備・施設等を滅失・棄損・汚損したとき
- ⑰主務官庁等による営業の停止があったとき

2、前項の場合において、固定席利用者等は即刻退場しコワーキングスペースその他おもてなしラボにて利用していた施設について、原状回復してください。

3、本条1項により強制解除が決定した後に原状回復せずに退去した利用者には、原状回復に要した費用を全額賠償していただきます。

4、前項の他固定席利用者等が1か月以上連絡が取れない場合、本契約は強制解除され、本利用者には原状回復するために要した費用を全額賠償していただきます。

(損害賠償)

第17条 固定席利用者等が、故意または過失によってコワーキングスペースその他おもてなしラボ内の施設・設備を破壊し棄損し汚損等した場合は、本利用者には直ちにその事実をおもてなしラボに報告していただくと共にその損害を賠償していただきます。

2、前項において他の固定席利用者等その他おもてなしラボ利用者において生じた損害についても同様とします。

(免責事項)

第18条 おもてなしラボは、以下についてはその損害の賠償を免れる。

- ①地震・風水害等の天災地変や暴徒等を原因とする災害・停電・事件・事故等の損害そ

の他それらを原因とするガス・水道・電気・IT設備その他諸設備の故障、破壊により
生じた損害

②本利用規約の変更

③おもてなしラボの維持保全のために行う保守点検、修理等を原因とする損害

④おもてなしラボ内における私物の紛失

⑤固定席利用者等における個々の紛争、固定席利用者等同士との紛争

⑥その他おもてなしラボの責めに帰すことのできない事項

(協議)

第19条 固定席利用者等及びおもてなしラボは本契約に定めのない事項や、本契約の解釈について疑義を生じ事項については誠意をもって協議するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 本契約において争いが生じた場合、おもてなしラボの住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。